



日本共産党国会議員団千葉事務所 ☎043-302-2005  
 県会議員 丸山 慎一 ☎047-424-6347  
 <市議団控室☎436-3030 FAX420-7201>  
 市会議員

岩井 友子 ☎438-8647 事務所☎429-2160	関根 和子 ☎447-0557 事務所☎440-7950
金沢 和子 ☎422-5278	中沢 学 ☎493-8140
坂井 洋介 ☎404-2039	松崎 さち ☎419-8470
佐藤 重雄 ☎432-9872	渡辺 ゆう子 ☎462-7273

# 3月議会に 図書館の指定管理者導入条例案

2月9日に、「平成28年度第1回船橋市議会定例会」の議案説明資料が配布され、市立図書館に、指定管理制度を導入する条例が提案されることが明らかになりました。2月19日から開会される議会で、この条例の審議が行われることとなります。さらに、3月議会でも条例改正案も話し議決されれば今年の12月議会で指定管理者を選定し、翌年度4月から指定管理者制度をスタートさせる計画であることが明らかになりました。

条例案は船橋市の4つの市立図書館のうち、中央・東・北の3つの図書館運営を指定管理者に任せようというものです。図書館の指定管理者制度導入を巡っては佐賀県武雄市の、いわゆる「TSUTAYA図書館」が図書館内にコーヒーショップや蔦屋書店を併設し、雑誌や本の販売、DVD等の有料レンタルサービスをしている事で話題になった一方、不適切な中古本の選書問題や郷土資料を破棄してしまった事などが問題となっています。

指定管理者制度導入のメリットとして「民間のノウハウの活用」や「財政効果」などを挙げています。しかし、図書館とは本来、基本的人権の一つとして知る権利を持つ国民のために資料と施設を提供するものであり、営利目的とは相反する部分があります。民間に仕事を与える為の指定管理者制度にしてはなりません。また、指定管理者制度は毎年毎に管理者が変更になる可能性があり、安定した雇用、専門職の育成は困難です。全ての図書館で直営を堅持し、安定した雇用の下で専門職の育成を図っていくところがサービス水準の確保、向上につながります。日本国憲法の下で主権者である私たち国民の「知る権利」と「表現の自由」は表裏一体のものです。「知る権利」の質が低下することは「表現の自由」が保たれないことにもつながります。声を広げ、船橋市の図書館運営は直営を堅持させましょう。



# どれだけ放出した? 「環境毒物」!! 潮見町の「スクラップ火災」

昨年の12月18日に発生した、船橋市潮見町の火災は、猛烈な煙を発生させ、もし南風でも吹いていたら、市役所周辺でも「避難する事態」になったのではないかと、と言われます。

ところがこの「スクラップ火災」は、いまだに原因も、何がどれだけ燃えたのかもわかっていないのです。

消防から聞き取ったところでは、スクラップ3万トンが野積みされ、そのうち区分けされて積み上げられていた、3千トン程度が燃えた、ということでした。ただし、鉄などの燃焼しないものが大部分であり、燃えた

ものは「プラスチック」「金属に付着していたオイル」「布」「ダンボール」「木材の廃材」のほか、灯油カートリッジに入っていた残油、スプレー缶に入っていた残りのガス、などではないか、ということでした。

つまり、十数時間火の手が上がっていたにもかかわらず、何がどれだけ燃えたのかは「わからない」というのです。

何でも野積みしていて、規制がない?

この現場は、間違いなく「危険物」が混在したまま、野積み

されていたのです。

それに、プラスチックなどは燃えればダイオキシンを含む「環境毒物」が発生することも予測できたはずですが。

しかし、どれだけのもプラスチックが燃えたのかも「わからない」という始末です。これで、

この企業は、過去にも火災を起こしていた!

この企業は、現在の位置に移転する以前の平成16年、19年には2回、21年と、過去に4回も火災を発生させているのです。

今回ほど大規模ではなかったということですが、いくら「スクラップ」有価物」と言っても、管理がずさんでいいわけはありません。

規制ができないなら、「丁寧な

市民の健康をまもる市の責任をはたしているといえるでしょうか。

「環境監視」も「環境保護」という役割も「法律に抵触していない」ということで見過ごしていることは、許せません。

日本共産党船橋市議団主催

**無料 法律相談**

**3月23日(水)**

弁護士が相談を受けます

労働相談も受けています

会場：中央公民館  
時間：午後1時～4時

要予約 ☎436-3030